豊田市

第1 農業振興地域整備計画変更の理由

経済事情の変動その他情勢の推移により変更する。

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)に基づき、本市の自然的、 経済的、社会的諸条件を考慮して農業以外の土地利用との調整を図りつつ農業の振興を 図るべき地域を明らかにし、その地域の整備に必要な施策の推進に努めているところで ある。

今般、農業振興地域整備計画(農用地利用計画)について本市住民等からの要請があり、 その内容を検討した結果、同法第13条の規定による農業振興地域整備計画の変更を行 うこととした。

第2

1 農用地利用計画

(1)農用地区域の編入

図面番号	所 在	編入の理由
10	和会町道上	当該地は、令和6年5月にドッ
		グサロン、喫茶店、ドッグランと
		して農振除外申出を受けた土地
		であるが、事業計画の変更によ
		り事業区域に含まれないことと
		なったため。

(2)農用地区域の除外

(2) 展用吧区域の味外		
図面番号	所 在	除外の理由
1	千足町 9 丁目	(1~9)
2	中根町大福	農業外の土地利用を希望する申
3	上原町一丁田	出があり、農業振興地域の整備
4	配津町池田	に関する法律第 13 条第 2 項各
5	駒新町大坂	号の要件を満たすと判断される
6	宝町泉田	とともに、農業振興地域整備計
7	東保見町柵口	画の達成に与える影響が軽微と
8	市場町伊豆ケ平	見込まれるため。
9	勘八町勘八	

12	御立町9丁目	(12~13)
13	生駒町大坪	法施行規則第4条の5第1項に
		該当する施設(公益性が特に高
		いと認められる事業に係る施
		設) が建設されたため

(3) 用途区分の変更

図面番号	所 在	変更の理由

(4) 指定の錯誤による除外

図面番号	所 在	除外の理由

- 2 農業生産基盤の整備開発計画 本計画は変更しない
- 3 農用地等の保全計画 本計画は変更しない
- 4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画本計画は変更しない
- 5 農業近代化施設の整備計画 本計画は変更しない
- 6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画 本計画は変更しない
- 7 農業従事者の安定的な就業の促進計画 本計画は変更しない
- 8 生活環境施設の整備計画 本計画は変更しない